

大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業

仕様書

令和 7 年 1 月

大郷町財政課

大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業仕様書

1. 事業名

大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業

2. 事業目的

大郷町役場及び大郷町中央公民館、大郷町 B&G 海洋センター、大郷町保健センター、大郷町学校給食センターの内線電話ネットワークについて、電話通信設備の強靭化、新しい働き方改革、業務の効率化を目指し、新たにクラウド PBX 等による構成を軸に音声基盤の刷新を行い、且つ携帯電話端末、及び周辺機器等について賃貸借するもの。

3. 事業対象施設

大郷町役場	宮城県黒川郡大郷町粕川字西長崎 5 番地の 8
大郷町中央公民館	宮城県黒川郡大郷町中村字馬場沢 20 番地
大郷町 B&G 海洋センター	宮城県黒川郡大郷町中村字屋舗 65 の 2
大郷町保健センター	宮城県黒川郡大郷町粕川字東長崎 31 番地の 7
大郷町学校給食センター	宮城県黒川郡大郷町中村字北浦 58 番地の 1

4. 履行期間（契約期間）

令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日まで（60 カ月）

※契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 31 日までは、本設備構築期間とする。

5. 利用想定

- ① 携帯電話端末は大郷町役場及び大郷町中央公民館、大郷町 B&G 海洋センター、大郷町保健センター、大郷町学校給食センター、その他職員が勤務する施設に配付する。
- ② 携帯電話端末は内線番号機能を有し、役場外においても内線通話を可能とする。
- ③ 携帯電話端末は固定電話機からの着信に際し、コールピックアップ（代理応答）を利用することを想定している。また、転送・多段転送を利用することを想定している。
- ④ 休日夜間は、守衛室への受電切り替えを行うことを想定している。

6. 機能要件

（1）内線接続

下記、当町内線番号を付与した端末間、ネットワーク間の内線呼出し・内線通話が可能であること。

- ・携帯電話端末（スマートフォン） ⇄ クラウド PBX 接続の IP 固定電話機
- ・携帯電話端末（スマートフォン） ⇄ 携帯電話端末（スマートフォン）

(2) 交換機機能

固定電話機及び携帯電話端末を内線網として利用する Fixed and Mobile Convergence(以下「FMC」という。)構成へ移行するにあたり、大郷町役場を主拠点（親拠点）とするクラウドPBX網の構築を行う。

なお、大郷町役場を主拠点とするクラウドPBX網の構築に伴い、現状、各出先拠点に構築されている構内交換機は廃止となるため、これら機器を経由するサービス構成は、仕様を満たさない。

また、クラウドPBX、FMC、及び同等機能を有するスマートフォンアプリケーションを加えた構成は認めるが、提供事業者側で通信障害等に対応した対策がなされていることとし、アプリケーションの不具合を起因とする通信障害発生時においても、その責任範囲は提供事業者側に帰するものとする。

- ① FMCのアクセス回線について、利用を開始するための必要な手続きを行い、FMCを安定的に利用できる環境を構築すること。

ア) 提供するアクセス回線（インターネット回線）は、光回線に限定し、帯域確保型回線、ベストエフォート回線を問わない。但し、閉域接続方式等により技術的論拠に基づく、FMC利用の妨げにならない安定的な帯域を提供すること。

イ) 大郷町役場を主拠点とするクラウドPBXについては、一網による集約構成とする。

なお、クラウドPBX同等の機能を有するスマートフォンアプリケーションによる構成提案についても、これを受け付ける。

- ② 大郷町役場及び対処拠点における移行対象回線数・想定チャネル数は以下の通りを予定している。

なお、電話番号一覧・内線番号一覧等の詳細については、本入札に係る「大郷町役場等電話設備（賃貸借）導入事業 公開型プロポーザル実施要領」の第5項 資料提供にて付された手続を行った事業者に対し開示する。

施設名称	移行対象回線数	想定チャネル数
大郷町役場	25番号	20ch
大郷町中央公民館	1番号	2ch
大郷町B&G海洋センター	1番号	3ch
大郷町保健センター	1番号	3ch
大郷町学校給食センター	1番号	2ch

- ③ クラウドPBX、及びFMCに求めるPBX機能は以下の通り。

ア) 転送機能

固定電話機及び携帯電話端末より、転送機能で携帯電話端末へ任意で通話を転送できること。

例) 保留転送：通話中に特番操作を行い、通話呼を別の内線に転送。

イ) コールピックアップ機能

他の携帯電話端末への内線着信を特番操作で応答できること。

ウ) 内線番号通知機能

内線呼出し時において、発信側端末の内線番号を相手方に通知し、着信履歴より折り返しで呼出しができること。

また、転送時においても、転送操作を行った端末の内線番号を通知できること。

エ) 電話帳参照機能

携帯電話端末内臓の電話帳機能、或いはアプリケーションを利用して内線発信ができること。

但し、保留転送機能を利用する場合を除く。

オ) 内線番号管理機能

携帯電話端末の内線番号は、当町内部の管理者が任意にて管理（変更・確認等）できること。

- ④ 大郷町役場及び B&G 海洋センターに関しては、受電集約業務の効率化のために、IP 固定電話機を各 1 台ずつ設置する。

なお、設置箇所については、大郷町役場は 2 階総務課エリア、大郷町 B&G 海洋センターは 1 階事務室とする。

(3) 携帯電話端末

本事業で調達する携帯電話端末は以下の通りとする。

- ① 端末は賃貸借契約（レンタル契約）とする。
② 契約期間は、令和 9 年 1 月 1 日から令和 13 年 12 月 31 日までの 60 カ月とし、その期間内において、再契約に伴う契約書類等の交わしについては、当町より求める機種変更、プラン変更等の特段の事由がない限りは、仕様を満たさない。
③ 導入台数は 130 台とし、以下の範囲内にて各事業者の提案を受け付ける。

130 台はスマートフォン（Android）を採用する。

- ④ 提案機種については、以下の条件を満たす同一新品の型式とする。

ア) スマートフォン OS : Android (Android 16 以上)

イ) 通信方式

4G LTE 以上の品質を有しており、特段の変更作業等なく 5G への移行が行えること。

ウ) 音声通信（グループ内シェア可）

月額定額プラン、または 1 台あたり月 400 分以上の無料通話分が含まれるプランであること。

エ) データ通信（グループ内シェア不可）

1 台あたり月 20GB 以上の利用が可能なものとする。

オ) Wi-Fi 利用可能、且つテザリングオプションを付帯するものとする。

- ⑤ 暗証番号等を用いた画面ロック・操作ロック機能を有していること。
⑥ 静止画・動画が撮影可能な内蔵カメラを有していること。
⑦ 充電ケーブル及び AC アダプタを携帯電話端末同数付属すること。
⑧ 携帯電話端末は、納入時点での最新 OS にアップデートの上、当町が定めた仕様（アプリケーションの追加・削除、電話帳のアップロード等）を行うこと。

(4) MDM

本事業にて利用する携帯電話端末については、全て MDM (Mobile Device Management) により、当町管理者による運用管理を行う。

- ① 当町運用管理にあたり、その時々に応じ必要、且つ適切な助言・支援を行うものとする。
- ② MDM に求める最低限の運用管理機能は以下の通り。
 - ア) セキュリティポリシー設定機能
 - イ) リモートワイプ機能
 - スマートフォンの保存データ等を、インターネットを通じた遠隔操作にて削除できること。
 - ウ) アンチウィルス機能（ウイルス対策機能）
 - エ) 証明書等配信（配布）機能
 - オ) MDM ファイル削除検知機能
 - カ) Web フィルタリング機能
 - キ) アプリケーションのサイレントインストール機能

（5）保守

- ① 本事業にて提供する全てのサービスについて、対応窓口を一元化すること。
- ② 大規模通信障害等の緊急の場合を除き、対応時間は、平日・午前 9 時から午後 5 時までこれを受け付けるものとする。
- ③ クラウド PBX、FMC 及びアクセス回線の保守に関しては、提供事業者による常態監視を行うものとし、通信障害発生等の発生時には、駆け付け対応を含む速やかな復旧対応を行うものとする。
- ④ 復旧までに時間を要する場合は、その代替運用についても、当町合意のもと、速やかに執り行うものとする。
- ⑤ 携帯電話端末の保守については、以下の通りとする。
 - ア) 不具合発生の申告（保守窓口への架電申告、或いは Web 申告）より、72 時間以内の対応を行うものとし、代替品については、予め設定した当町仕様に基づくキッティングを施したものとする。
 - イ) 対応方法は「センドバック方式」による対応（郵送・宅配便等による代替品の先行出荷を行い、代替品到着後、不具合の生じた端末を返送する方式）とし、当町管理者及び利用者による保守サービス拠点への訪問による対応は仕様を満たさない。
 - ウ) 携帯電話端末返送の際の宅配便等の料金は提供事業者負担（着払い等）とする。

（6）説明会の実施

携帯電話端末及び FMC の利用方法等について、職員説明会を複数回実施すること。
実施の時期や手法については別途協議の上決定するものとする。

7. その他特記事項

- ① 本仕様書に定めのない事項については、別途、協議のうえ定めるものとする。
- ② 受注者は業務の実施に伴い適用を受ける法令、基準、指針等についてはこれを遵守しなければならない。
- ③ 携帯電話端末についての以下の初期設定作業は、受注者が行うこと。

その他、円滑な利用のために必要な設定についても受注者が行うこと。

ア) 言語設定

イ) 必要とされるアプリケーション以外のアプリケーションのアンインストール

- ④ 携帯電話端末には、管理番号等を付し、ナンバーリングしたシール等により表示すること。
- ⑤ 携帯電話端末の故障等で部品等交換する際は、記憶されている設定情報等一切のデータを消去あるいは部品等を破碎・廃棄し、情報漏洩を生じさせないこと。
- ⑥ 契約期間終了時に本業務の受注者と業務引継ぎを行う必要がある場合には、引き続き円滑な利用が図れるよう新規事業者へ最大限協力すること。